

学校法人三幸学園みらいドローンスクール

受講規約

1. 学校法人三幸学園みらいドローンスクールは、無人航空機操縦士技能証明（一等・二等）を取得するための登録講習機関であり国土交通大臣の登録を受けた者として、法第 132 条の 50 の規定による無人航空機を飛行させる者に対する講習を実施するが、無人航空機操縦士技能証明の取得を保証するものではありません。
2. 下記項目に該当する方は受講出来ません。事実を偽って申込みした場合や、受講開始後に下記の事案が発生した場合は、即時に本契約は解除され受講生は退校となり以後受講出来ません。またその場合、受講料は一切返金されません。
 - 1)16 歳未満の方
 - 2)後見開始または補佐開始を受けている方、薬物中毒の方、その他受講内容を理解する事が困難と当スクールが判断した方
 - 3)書類不備や受講料未納など手続きに瑕疵のある方
 - 4)暴力団若しくはその他反社会的な組織に所属する方、また過去に所属していたことがある方
 - 5)1 年以上受講のない方、又は当スクールに対し 1 年以上連絡のない方
 - 6)その他当スクールが受講に不相当と判断する方
3. 受講中は以下のことを厳守いたします。
 - 1)講師の指示に従います
 - 2)講習内容の録画・録音はしません。ただし、講師の許可を得た場合はその限りではありません
 - 3)講習にて提供、または使用を許諾する教材等に関する著作権、その他の知的財産権は全て当スクールに帰属している事を確認し、教材の複写、転記、改変、教材・講習をもとにした第三者への講習、受講生以外への教材の開示・提供など、当スクールの権利を侵害する行為を行いません
 - 4)迷惑行為・勧誘行為・危険行為・違法行為・暴力行為、その他公序良俗に反する行為を行いません
 - 5)他の受講生と協力し、調和を図り、他の受講生と紛争等が生じた場合、当スクールにその解決を依頼せず、自らの責任と負担においてこれを解決します
4. 次の理由により講習が閉講・休講・変更、又は講習の時間・場所若しくは講師を変更する場合があります。当スクールからこれらの通知・指示があった場合、受講生は同通知・指示に従うものとしこれにより何らかの損害を被った場合においても、当スクール及び講師は損害賠償責任等一切の責任を負わないものとします。
 - 1)講師の事故・慶弔・出産・病気・死亡
 - 2)地震、台風、水害、雪害等の天災、交通機関のストライキ、暴動、戦争または騒乱

3)その他の不可抗力による場合等やむを得ない事情がある場合

5. 受講予約の変更・キャンセルは予約日の3日前までに予約システムより手続きを行うものとします。それ以降の変更・キャンセルには1時間あたり5000円(税別)のキャンセル料を支払います。
6. 納入済みの受講料は、原則として次に掲げる場合を除き返金しないものとします。なお、返金額については、返金時点までの経費(入学金、事務手数料等)を差し引いた額とします。
 - 1)受講開始前に、前記2. 1)から6)の受講資格を満たさないと認められたとき
 - 2)当スクールの責に帰すべき事由により講習を受けることができなかったとき
 - 3)災害等の受講者の責によらない事由により講習を受けることができなかったとき
 - 4)受講申し込み後、受講開始日の3日前までに受講取消の申し出があったとき
7. 受講生が盗難・いたづら・傷害を受ける等、当スクール・講師以外の第三者から何らかの損害を被った場合、当スクール又は講師は、損害賠償責任の一切を負わないものとします。

受講生が当スクール又は講師の故意又は重過失により損害を被った場合、当スクール又は講師が損害賠償責任を負う事がありますが、その場合の負担額は受講料相当額を限度とします。受講生が故意若しくは過失により、又は本契約に違反して当スクール又は講師に損害を与えた場合、受講生は当スクール又は講師に対して損害賠償責任を負うものとします。
8. 受講生の学習態度等に対し講師等が注意・指導したにもかかわらずその改善が認められない場合、その他当スクールが受講生として不適切と判断した場合、当スクールは本契約を解除し退学を命じる事が出来ます。その場合、受講料は一切返金されません。
9. 受講生は、講習等について相談・苦情がある場合は、当スクール又は講師にその旨を速やかに申し出るものとし、速やかな申し出がない場合、当スクール又は講師に関する不平・不満・異議等を述べないものとします。